

議案第65号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、昇給に関する規定に臨時的任用職員を適用しないほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第30条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第32条の2の次に次の1条を加える。

(昇給についての適用除外)

第32条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条

の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）  
第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及  
び勤勉手当の支給については、改正後の第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項  
の規定にかかわらず、なお従前の例による。